

境港利用企業助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 境港貿易振興会（以下「振興会」という。）は、境港の利用促進を図るため、境港国際定期航路を利用して輸出入を行う荷主に対して、その実績に応じて助成金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県境港利用促進支援事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を本要綱で定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 境港国際定期航路

境港と直航で又は国内の港を経由して他国の港との間を定期的に運航している韓国航路（韓中航路を含む）、国際フィーダー航路及び国際定期貨客船航路をいう。

(2) 荷主

直接貿易においては船荷証券（B/L）に荷送人若しくは荷受人として記載のある者、又は間接貿易においては船荷証券に記載のない輸送貨物の起点となる荷送人若しくは終点となる荷受人（以下「国内における発注主」という。）のうち1者とする。

(3) TEU

20フィートコンテナ1本を1TEU、40フィートコンテナは2TEUとする。

(4) 境港利用日

境港国際定期航路の船舶の境港入出港日とする。

(5) リーフターコンテナ

冷凍・冷蔵貨物の輸送に使用されるコンテナ。

(助成事業)

第3条 助成金交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、境港国際定期航路を利用する事業であって、次の各号に定めるものとする。ただし、現在の国際情勢を鑑み、ロシアを発着地とする貨物については、本助成事業の対象外とする。

(1) 境港国際定期航路の韓国航路（韓中航路を含む）又は国際フィーダー航路を活用して、新たに輸出入を開始する事業（以下「境港新規利用企業助成事業」という。）

(2) 境港国際定期航路の韓国航路（韓中航路を含む）又は国際フィーダー航路を活用して、小口混載貨物サービスを境港で利用する事業（以下「境港小口混載利用促進事業」という。）

(3) 境港国際定期航路の韓国航路（韓中航路を含む）又は国際フィーダー航路を活用して、これまでの境港利用実績と比べて貨物量が増加する事業（以下「境港利用拡大助成事業」という。）

(4) 境港新規利用企業助成事業又は境港利用拡大助成事業の対象であることに加え、国内輸送を行う事業（以下「コンテナ航路荷主陸送費助成事業」という。）

(5) 境港国際定期航路の国際定期貨客船航路を活用して、新たに輸出入を開始する事業又はこれまでより貨物量が増加する事業（以下「国際定期貨客船・RORO機能船貨物利用促進助成事業」という。）

(6) 国際定期貨客船・RORO機能船貨物利用促進助成事業の対象であることに加え、国内輸送を行う事業（以下「国際定期貨客船・RORO機能船貨物利用陸送経費助成事業」という。）

(7) 境港新規利用企業助成事業、境港利用拡大助成事業又は国際定期貨客船・RORO機能船貨物利用促進助成事業の対象であることに加え、リーファーコンテナを利用する事業（以下「リーファーコンテナ利用拡大助成事業」という。）

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、当該年度に境港国際定期航路を利用して輸出入を行う国内に事業所を有する荷主とする。

(助成対象期間)

第5条 助成事業の対象となる期間は、当該年度の前年度にあたる1月1日から当該年度の12月31日までの境港利用日とする。

(助成金の額等)

第6条 助成事業の助成金の額は次の表のとおりとする。

事業名	助成金の額等
境港新規利用企業助成事業	1TEUあたり20千円（1事業実施主体につき500千円/年度を上限とする）
境港小口混載貨物利用促進助成事業	船荷証券で算定された海上運賃の元となる重量1トン又は容積1立方メートルあたり、直行便については1千円（1事業実施主体につき100千円を上限とする）、積替便については4千円（1事業実施主体につき200千円を上限とする）
境港利用拡大助成事業	過去3年間のコンテナ貨物利用実績の平均から増加した事業実施主体を対象に、増加した貨物について、1TEUあたり10千円（1事業実施主体につき2,000千円を上限とする） ただし、過去3年以内に利用実績がない年は、平均値の計算対象に含めない
コンテナ航路荷主陸送費助成事業	境港新規利用企業助成事業又は境港利用拡大助成事業の対象となる国内輸送を行うコンテナ貨物については、1TEUあたり5千円を加算（境港新規利用企業助成事業については、1事業実施主体につき125千円、境港利用拡大助成事業については、1事業実施主体につき1,000千円を上限とする）
国際定期貨客船・RORO機能船貨物利用促進助成事業	ア 新たに利用する事業実施主体に対して、1TEUあたり20千円（1事業実施主体につき4,000千円を上限とする） イ 過去3年間のコンテナ貨物利用実績の平均から増加した事業実施主体を対象に、増加した貨物について、1TEUあたり20千円（1事業実施主体につき4,000千円を上限とする） ただし、過去3年以内に利用実績がない年は、平均値の計算対象に含めない ウ 小口貨物は、船荷証券において算定された海上運賃の元となる重量1トン又は容積1立法メートルあたり2千円、自走により船積みする貨物は、4台あたり20千円（1事業実施主体につき2,500千円を上限とする）

国際定期貨客船・RORO機能船貨物利用陸送経費助成事業	国際定期貨客船・RORO機能船貨物利用促進助成事業の対象貨物で国内輸送を行う貨物について、1TEUあたり10千円を加算（1事業実施主体につき2,000千円を上限とする） ただし、小口貨物は、船荷証券において算定された海上運賃の元となる重量1トン又は容積1立法メートルあたり1千円、自走により船積みする貨物は、4台あたり10千円を加算（1事業実施主体につき1,250千円を上限とする）
リーファーコンテナ利用拡大助成事業	境港新規利用企業助成事業、境港利用拡大助成事業又は国際定期貨客船・RORO機能船貨物利用促進助成事業の対象貨物でリーファーコンテナを利用する貨物について、1TEUあたり20千円を加算（境港新規利用企業助成事業については、1事業実施主体につき500千円、境港利用拡大助成事業又は国際定期貨客船・RORO機能船貨物利用促進助成事業については、1事業実施主体につき4,000千円を上限とする）

2 助成金は予算の範囲内とし、助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合は超過部分については交付しないものとする。

（助成金交付申請及び請求）

第7条 助成金の交付を受けようとする荷主（以下「請求者」という。）は、境港利用実績に係る境港利用企業助成金交付申請書兼請求書（実績報告書）（様式第1-1号、様式1-2号）及び船荷証券（写し）を、当該年度の1月1日から2月末日までの間に振興会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- 2 提出期限が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、申請期限を振興会の翌営業日とする。
- 3 間接貿易において船荷証券上の荷主が交付申請者となる場合は、予め国内における発注者と調整を図った上で交付申請を行わなければならない。
- 4 国内における発注主が交付申請者となる場合は、別に定める書類又はそれに準ずるものを、別途、提出しなければならない。

（助成金交付決定及び確定）

第8条 会長は、前条の境港利用企業助成金交付申請書兼請求書（実績報告書）を受理したときは、速やかに内容を審査し、要件を満たしている場合は助成金の交付を決定及び確定するものとする。

- 2 助成金を交付する場合は、会長はその旨を助成希望者に、境港利用企業助成金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 不交付とする場合は、会長はその旨当該請求者に、境港新規利用企業助成金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（助成金の支払い）

第9条 助成金の支払いは、前条の規定により交付決定兼確定通知をしてから30日以内に当該請求者に対し支払うものとする。

(助成金の返還)

第10条 会長は、虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した者に対し、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、当該事業の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度事業から適用する。ただし、次項に規定する暫定措置については、令和元年11月28日以降の事業から適用する。

(環日本海圏定期貨客船航路の休航に伴う暫定措置)

2 環日本海圏貨客船航路の令和元年11月28日からの休航に伴う暫定措置として、当該航路から境港外貿定期航路のコンテナ船による輸送に切り替えた事業実施主体については、境港新規利用企業助成事業が適用日から1年間、又は、当該航路が再開するまでのいずれか早い日まで、継続して利用できるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行し、令和5年6月30日以降の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月3日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度事業から適用する。

年 月 日

境港貿易振興会会長 様

申請者 所在地 〒

名 称

代表者役職・氏名

印

〔 担当者所属氏名

電 話

_____年度境港利用企業助成金交付申請書兼請求書（実績報告書）

境港利用企業助成金の交付を受けたいので、境港利用企業助成事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請（報告）します。

1 申請の種類及び対象（※該当する項目の□にチェックを入れてください。）

- 種 類： 境港新規利用企業助成事業 境港利用拡大助成事業
 コンテナ航路荷主陸送費助成事業（加算） リーファーコンテナ利用拡大助成事業（加算）
 境港小口混載利用促進事業

2 交付請求額 円（①+②+③+④+⑤）

●新規 20,000 円× _____ TEU = ① _____ 円

●利用拡大 10,000 円× _____ TEU = ② _____ 円

●小口 _____ 円× _____ (□ t / □ m³) = ③ _____ 円

【加算分】 コンテナ航路荷主陸送経費 5,000 円× _____ TEU = ④ _____ 円

リーファーコンテナ利用拡大 20,000 円× _____ TEU = ⑤ _____ 円

3 振込先口座

金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義（フリガナ）

4 実績等

(1) 境港利用実績

(注：コンテナ貨物と小口貨物の両方がある場合は、それぞれ記入してください。)

〈コンテナ貨物〉

記入数値の単位 TEU

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
輸出													
輸入													
合計													
※うち リーファー													

〈小口貨物〉

記入数値の単位の別 t / m³

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
輸出													
輸入													
合計													
※うち リーファー													

(2) 過去3年間の境港利用実績

(注：境港新規利用企業助成事業及び境港小口混載利用促進事業の場合は、下記の記入は不要です。)

(注：過去3年以内に利用実績がない年は、平均値の計算対象に含まないものとする。)

(注：利用実績の平均については、小数点以下は切り捨てて整数にするものとする。)

(注：利用実績については、港湾荷役業者等に確認させていただく場合があります。)

過去3か年(1-12月)の 利用実績	_____年(前年)	TEU
	_____年(前々年)	TEU
	_____年(前々々年)	TEU
過去3年間の利用実績の平均		TEU

5 貨物の詳細について

(1) 主な貨物の内容 _____

(2) 日本国内の発着地 _____

(3) 利用した通関業者 _____

(4) 貨物明細 (※交付請求対象貨物分のみ記入。枠が足りない場合は行を追加してください。)

	BL #	入出港日	数量	仕向(出)港	利用船社
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
合 計					

※ (2) 「日本国内の発着地」は市町村名 (境港市、米子市、松江市等) をご記入ください。

※ (3) 「利用した通関業者」は (NX 境港海陸、上組、ミック等) をご記入ください。

※ (4) の貨物明細の欄について、「入出港日」は境港の入出港日、「数量」は数量単位 (TEU、t、m³)、「利用船社」は (高麗・興亜・長錦・南星・OOCL) をご記入ください。

※境港利用荷主・利用を決定した荷主が、BL 上に記載されていない場合は、記載された (輸出入等を代行した) 商社等と調整の上、別途貨物所有権移転届書を添付してください。請求はどちらか一方のみとなりますので事前に十分調整の上で申請してください。

6 添付書類 1. 船荷証券 (写し) 2. その他

7 他の補助金の活用の有無 (有 ・ 無)

※他の補助金の活用の有無について、該当する項目の にチェックを入れてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先 (補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先) を下記の余白欄に記載してください。

年 月 日

境港貿易振興会会長 様

申請者 所在地 〒

名 称

代表者役職・氏名

印

〔 担当者所属氏名

電 話

_____年度境港利用企業助成金交付申請書兼請求書（実績報告書）

境港利用企業助成金の交付を受けたいので、境港利用企業助成事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請（報告）します。

1 申請の種類及び対象（※該当する項目の□にチェックを入れてください。）

種 類：□ 国際定期貨客船・RORO機能船貨物利用促進助成事業

（□ 新規利用、□ 利用拡大、□ 小口）

□ 国際定期貨客船・RORO機能船貨物利用陸送経費助成事業（加算）

□ リーフアーコンテナ利用拡大助成事業（加算）

2 交付請求額 円（①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧）

●新規 20,000 円×_____TEU = ①_____円

●利用拡大 20,000 円×_____TEU = ②_____円

●小口 2,000 円×_____（ □ t / □m³ ） = ③_____円

●自走貨物 20,000 円（4台） 利用台数_____台 = ④_____円

【加算分】 貨物利用陸送経費 10,000 円×_____TEU = ⑤_____円

小口陸送経費 1,000 円×_____（ □ t / □m³ ） = ⑥_____円

自走貨物陸送経費 10,000 円（4台） 利用台数_____台 = ⑦_____円

リーファーコンテナ利用拡大 20,000 円×_____TEU = ⑧_____円

3 振込先口座

金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義（フリガナ）

4 実績等

(1) 境港利用実績

(注：コンテナ貨物と小口貨物の両方がある場合あっては、それぞれ記入してください。)

〈コンテナ貨物〉

記入数値の単位 TEU

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
輸出													
輸入													
合計													
※うち リーファー													

〈小口貨物〉

記入数値の単位の別 □ t / □ m³ / □ 台

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
輸出													
輸入													
合計													
※うち リーファー													

(2) 過去3年間の境港における国際定期貨客船航路の利用実績

(注：新規利用及び小口混載利用の場合は、下記の記入は不要です。)

(注：過去3年以内に利用実績がない年は、平均値の計算対象に含まないものとする。)

(注：利用実績の平均については、小数点以下は切り捨てて整数にするものとする。)

(注：利用実績については、港湾荷役業者等に確認させていただく場合があります。)

過去3か年(1-12月)の 利用実績	_____年(前年)	TEU
	_____年(前々年)	TEU
	_____年(前々々年)	TEU
過去3年間の利用実績の平均		TEU

5 貨物の詳細について

(1) 主な貨物の内容 _____

(2) 貨物明細 (※交付請求対象貨物分のみ記入。枠が足りない場合は行を追加してください。)

	BL #	入出港日	数量	日本国内の発着地	通関業者
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合 計					

※「日本国内の発着地」は市町村名（境港市、米子市、松江市等）をご記入ください。

※「通関業者」は（NX 境港海陸、上組、ミック等）をご記入ください。

※「入出港日」は境港の入出港日、「数量」は数量単位（TEU、t、m³、台）をご記入ください。

※境港利用荷主・利用を決定した荷主が、BL 上に記載されていない場合は、記載された（輸出入等を代行した）商社等と調整の上、別途貨物所有権移転届書を添付してください。請求はどちらか一者のみとなりますので事前に十分調整の上で申請してください。

6 添付書類 1. 船荷証券（写し） 2. その他

7 他の補助金の活用の有無（ 有 ・ 無 ）

※他の補助金の活用の有無について、該当する項目のにチェックを入れてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を下記の余白欄に記載してください。